

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り、自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「二輪自動車の灯火器等の取付けに係る協定規則（第53号）」等が改訂されたことを受け、二輪自動車等の他の交通からの被視認性の向上のため、我が国においても同協定規則を新たに採択し、国内の法令等に取り入れることとしている。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、以下の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。

<https://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29rep.html>

2. 改正の概要

（1）道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 二輪自動車の灯火器等の取付けについて、協定規則第53号に規定された技術的要件に適合しなければならないこととする。これに伴い、
 - ・ 二輪自動車への昼間走行灯の取付けを可能とする。
 - ・ 二輪自動車には車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととする。
- ② 最高速度20km/h未満の原動機付自転車について、番号灯に係る基準を適用しないこととする。

（2）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・ 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、二輪自動車の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置（以下「灯火器等の取付装置」という。）を追加する。
- ・ 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第53号に基づき認定された二輪自動車の灯火器等の取付装置を追加する。

（3）道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

二輪自動車の灯火器等の取付装置の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）第2条第2項の規定に基づき実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

(4) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正

(1) ①の改正について、令和5年9月以降の二輪自動車の新型車を適用対象とする※ほか、所要の改正を行う。

※ 昼間走行灯の取付けを可能とする規定は公布の日から適用。

(5) その他

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. 公布・施行

公 布：令和2年9月25日

施 行：公布の日